

## 小学生国際教育推進事業～世界とであう国際交流教室～ 業務委託仕様書

### 1. 契約業務名

小学生国際教育推進事業 業務委託

### 2. 事業の目的

豊中市立小学校及び義務教育学校（前期課程）（以下、「小学校等」という。）における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動をとおして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざすことを目的とする。2年生から6年生に対する外国語体験活動（以下、「本活動」という）について、国際（理解）教育・外国語活動の授業実施及びこれに附帯する業務（以下、「本業務」という）を行うものである。

### 3. 契約期間

令和8年（2026年）契約締結日から令和11年（2029年）3月31日まで

### 4. 履行期間

令和8年（2026年）6月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

※980コマ程度を対面授業で実施

### 5. 履行場所

豊中市立小学校及び義務教育学校（前期課程）37校のうちで活動を希望する学校

### 6. 業務の内容

2に定める目的を達成するため、善意による地域在住及び留学生等の外国人ボランティア（以下「外国人ボランティア等」という。）により、小学校等において、生きた外国語及び文化に触れ親しむ国際交流教室の実施をすすめる。

小学校等における国際交流教室においては、児童に外国文化理解や異なる文化を持つ人々とのコミュニケーション能力を伸長させ、多様な人々と共に生きていく力を身につけるための基礎を培う。

(1) 次の5点を柱に団体等は事業を実施する。

- ① 地域の人材資源を活用し、市民と学校を結びつけ、学校教育の中で活かすことを目的に、体験活動を実施し、ボランティアのネットワークづくりをすすめる。
- ② 国際交流教室のカリキュラム及び教材を用意するとともに、各校の要望を受け、さまざまな外国文化体験活動が可能となるよう工夫する。

- ③国際交流教室の支援をとおして教材開発に取り組む。
- ④外国人ボランティア等に対して、学校教育についての理解を深めるとともに、体験活動を円滑に支援できるよう研修を行う。
- ⑤各学校の希望に応じて2年～6年を対象に、1学級当たり4時間までを上限とし、外国人ボランティア等による体験活動の支援とコーディネートを行う。

## 7. 外国人ボランティア等の資格要件について

団体等は、前項の業務を実施する外国人ボランティア等の選任にあたっては、次の各号に掲げる資格要件を全て満たすことを条件とし、適任者を選出する。また、団体等は、教育委員会に外国人ボランティア等の名前等が記載された書類を提出し、承認を得なければならない。

- ①外国人ボランティア等は、外国語及び出身国の文化等に関する知識が豊富であり、人格等において小学校の教育に携わるに適した者とする。
- ②児童及び小学校等教職員との日本語によるコミュニケーションがある程度可能な者とする。

## 8. 事業の実施にあたって

- ①団体等は、ボランティアの支援担当者を定め、各種問合せや事業の実施に際し、適切な調整を図ること。
- ②団体等は、業務の完了について、教育委員会へ報告する。
- ③団体等は、事業の実施にあたり、担当者を選任して教育委員会へ届け出るものとする。
- ④本事業に係る者は、基本的人権について正しい知識をもって臨むこと。また、本事業によって知り得た個人情報については厳重に管理するとともに、守秘義務について周知徹底する。
- ⑤団体等は、教育委員会とともに実施校の協力を得て、事業効果等の検証を行うこと。

## 9. 授業内容

授業の進め方については、学校との打ち合わせにより詳細を協議し、実施する。

以上